

予算の要領の公表

宮崎県

令和7年度宮崎県一般会計予算

令和7年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 667,959,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	千円 112,310,000
	1 県 民 税	36,012,570
	2 事 業 税	25,909,494
	3 地 方 消 費 税	22,946,255
	4 不 動 産 取 得 税	2,348,845
	5 県 た ば こ 税	1,377,194
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	392,849
	8 自 動 車 税	14,378,894
	9 鉱 区 税	7,533
	12 軽 油 引 取 税	8,581,077
	13 狩 猟 税	17,721
	14 産 業 廃 棄 物 税	337,568

款	項	金額
2 地方消費税清算金		千円 55,271,787
	1 地方消費税清算金	55,271,787
3 地方譲与税		22,901,000
	2 地方揮発油譲与税	1,916,000
	3 石油ガス譲与税	57,000
	4 航空機燃料譲与税	79,000
	6 自動車重量譲与税	146,000
	7 森林環境譲与税	183,000
	8 特別法人事業譲与税	20,520,000
4 地方特例交付金		549,000
	1 地方特例交付金	549,000
5 地方交付税		193,772,000
	1 地方交付税	193,772,000
6 交通安全対策特別交付金		290,000

款	項	金 額
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	千円 290,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,881,235
	1 分 担 金	112,652
	2 負 担 金	1,768,583
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,394,456
	1 使 用 料	6,694,813
	2 手 数 料	206,176
	3 証 紙 収 入	2,493,467
9 国 庫 支 出 金		103,984,515
	1 国 庫 負 担 金	42,628,183
	2 国 庫 補 助 金	58,703,887
	3 委 託 金	2,652,445
10 財 産 収 入		1,484,957
	1 財 産 運 用 収 入	979,423

款	項	金額
	2 財 産 売 払 収 入	千円 505,534
11 寄 附 金		347,605
	1 寄 附 金	347,605
12 繰 入 金		55,029,439
	1 特 別 会 計 繰 入 金	923,718
	2 基 金 繰 入 金	54,105,721
14 諸 収 入		48,696,806
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	75,884
	2 県 預 金 利 子	41,817
	3 貸 付 金 元 利 収 入	41,768,476
	4 受 託 事 業 収 入	1,043,043
	5 収 益 事 業 収 入	2,749,815
	7 雑 入	3,017,771
15 県 債		62,046,200

款	項	金 額
	1 県 債	千円 62,046,200
歳 入 合 計		667,959,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,184,649
	1 議 会 費	1,184,649
2 総 務 費		47,904,632
	1 総 務 管 理 費	16,036,510
	2 企 画 費	18,089,425
	3 徴 税 費	5,470,188
	4 市 町 村 振 興 費	1,304,462
	5 選 挙 費	748,797
	6 防 災 費	5,009,405
	7 統 計 調 査 費	905,870
	8 人 事 委 員 会 費	165,054
	9 監 査 委 員 費	174,921

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 106,135,261
	1 社 会 福 祉 費	69,452,191
	2 児 童 福 祉 費	32,280,666
	3 生 活 保 護 費	3,849,590
	4 災 害 救 助 費	552,814
4 衛 生 費		27,578,932
	1 公 衆 衛 生 費	4,957,347
	2 環 境 衛 生 費	3,282,381
	3 保 健 所 費	1,853,472
	4 医 薬 費	17,485,732
5 労 働 費		1,749,159
	1 労 政 費	445,308
	2 職 業 訓 練 費	1,194,441
	4 労 働 委 員 会 費	109,410

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		千円 54,853,868
	1 農 業 費	15,558,763
	2 畜 産 業 費	8,467,568
	3 農 地 費	10,912,632
	4 林 業 費	15,031,074
	5 水 産 業 費	4,883,831
7 商 工 費		46,025,045
	1 商 業 費	40,837,388
	2 工 鉱 業 費	2,830,259
3 観 光 費	2,357,398	
8 土 木 費		75,990,092
	1 土 木 管 理 費	4,467,463
	2 道 路 橋 梁 費	41,455,268
	3 河 川 海 岸 費	17,244,211

款	項	金 額
	4 港 灣 費	千円 4,603,926
	5 都 市 計 画 費	5,634,910
	6 住 宅 費	2,584,314
9 警 察 費		30,129,400
	1 警 察 管 理 費	25,908,758
	2 警 察 活 動 費	4,220,642
10 教 育 費		129,413,530
	1 教 育 總 務 費	32,892,124
	2 小 学 校 費	35,010,102
	3 中 学 校 費	22,986,532
	4 高 等 学 校 費	21,305,045
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,542,588
	6 社 会 教 育 費	2,911,890
	7 保 健 体 育 費	3,499,371

款	項	金額
	8 大 学 費	千円 1,265,878
11 災 害 復 旧 費		18,692,648
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,326,167
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,181,081
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
	4 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
12 公 債 費		73,817,851
	1 公 債 費	73,817,851
13 諸 支 出 金		54,383,933
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	22,693,352
	3 利 子 割 交 付 金	42,522
	4 配 当 割 交 付 金	720,575
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	680,772
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	27,733,472

款	項	金 額
	7 ゴルフ場利用税交付金	千円 274,995
	8 自動車取得税交付金	100
	11 環境性能割交付金	380,816
	12 法人事業税交付金	1,857,329
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		667,959,000

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
(みやぎき文化振興課) 県立芸術劇場大規模改修事業費 (エレベーター2号機改修)	令和7年度から令和8年度まで	千円 85,014
(財 政 課) 地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和7年度から令和17年度まで	令和7年度の共同発行市場公募地方債 (グリーンボンド) に係る債務負担総額 1,300億円から、本県負担額40億円を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
(財産総合管理課) 庁舎公舎等営繕工事費	令和7年度から令和8年度まで	52,404
(税 務 課) 自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託料	令和7年度から令和8年度まで	17,516
(福祉保健課) 北部福祉子どもセンター増改築整備事業	令和7年度から令和8年度まで	141,484
福祉保健行政施設昇降機設備改修事業	令和7年度から令和8年度まで	184,253

事 項	期 間	限 度 額
<p>(衛生管理課)</p> <p>都農食肉衛生検査所建設工事</p>	<p>令和 7年度から令和 8年度まで</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">699,387</p>
<p>(森林経営課)</p> <p>令和 7年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償</p>	<p>令和 7年度から令和27年度まで</p>	<p>借入額 154,136 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において 弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
<p>(商工政策課)</p> <p>令和 7年度設備貸与機関損失補償</p>	<p>令和 7年度から令和14年度まで</p>	<p style="text-align: right;">125,000</p>
<p>令和 7年度中小企業融資制度損失補償</p>	<p>令和 7年度から令和23年度まで</p>	<p style="text-align: right;">100,000</p>
<p>(雇用労働政策課)</p> <p>令和 7年度離職者等再就職訓練事業</p>	<p>令和 7年度から令和 9年度まで</p>	<p style="text-align: right;">63,493</p>
<p>(農業普及技術課)</p> <p>令和 7年度農業近代化資金利子補給</p>	<p>令和 7年度から令和28年度まで</p>	<p style="text-align: right;">705,948</p>
<p>令和 7年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給</p>	<p>令和 7年度から令和13年度まで</p>	<p style="text-align: right;">5,938</p>

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度農業経営負担軽減支援資金利子補給 (畜産振興課)	令和7年度から令和23年度まで	千円 53,207
令和7年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和7年度から令和9年度まで	借入額 133,000 利 率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和7年度畜産特別資金融通事業利子補給	令和7年度から令和32年度まで	23,105
令和7年度家畜疾病経営維持資金融通事業利子補給 (農村整備課)	令和7年度から令和14年度まで	15,300
基幹水利施設ストックマネジメント事業(霧島2期地区)	令和7年度から令和8年度まで	240,000
県営ため池等整備事業(七迫地区)	令和7年度から令和8年度まで	10,000
県営ため池等整備事業(桜ヶ丘地区)	令和7年度から令和8年度まで	10,000
県営ため池等整備事業(永谷本地区)	令和7年度から令和8年度まで	60,000
県営農業用河川工作物応急対策事業(大島地区)	令和7年度から令和8年度まで	120,000
県営農業用河川工作物応急対策事業(栗野名地区)	令和7年度から令和8年度まで	200,000

事 項	期 間	限 度 額
(担い手農地対策課)		千円
令和7年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和7年度から令和28年度まで	借入額 166,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元金及び遅延損害金に相当する額
令和7年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に農地中間管理事業支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和7年度から令和9年度まで	借入額 154,000 利 率 年3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元金及び遅延損害金に相当する額
(水産政策課)		
令和7年度漁業近代化資金利子補給	令和7年度から令和28年度まで	115,396
令和7年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和7年度から令和23年度まで	9,454
令和7年度漁海況変動等対策資金利子補給	令和7年度から令和8年度まで	1,500
水産試験場施設整備事業	令和7年度から令和8年度まで	2,232
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本郷北方線地域連携道路事業（(仮称)山下橋下部工）	令和7年度から令和8年度まで	100,000
公共道路新設改良事業 国道327号社会資本整備総合交付金事業（(仮称)永田2号橋上部工）	令和7年度から令和8年度まで	80,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業 国道 388号社会資本整備総合交付金事業（新屋敷工区）	令和 7年度から令和 8年度まで	千円 80,000
公共道路新設改良事業 主要地方道竹田五ヶ瀬線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）波帰之瀬橋上部工）	令和 7年度から令和10年度まで	5,800,000
公共道路新設改良事業 一般県道奈佐木高岡線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）須志原1号橋上部工）	令和 7年度から令和 8年度まで	90,000
公共道路新設改良事業 一般県道木脇高岡線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）宮王丸橋下部工）	令和 7年度から令和 9年度まで	500,000
公共道路新設改良事業 国道 327号防災・安全交付金事業（（仮称）佐土の谷3号トンネル）	令和 7年度から令和 9年度まで	2,200,000
公共道路新設改良事業 国道 388号防災・安全交付金事業（松瀬工区）	令和 7年度から令和 8年度まで	200,000
公共道路新設改良事業 国道 448号防災・安全交付金事業（（仮称）石波トンネル）	令和 7年度から令和13年度まで	9,800,000
公共道路新設改良事業 主要地方道酒谷榎原線防災・安全交付金事業（（仮称）2号橋上下部工） （道路保全課）	令和 7年度から令和 8年度まで	120,000
沿道修景美化推進対策事業	令和 7年度から令和 8年度まで	685,700
公共道路維持事業 主要地方道高岡郡司分線防災・安全交付金事業（西新町排水機場）	令和 7年度から令和 9年度まで	70,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路維持事業 国道 388号防災・安全交付金事業（新須美江トンネル）	令和 7年度から令和 8年度まで	千円 160,000
公共道路維持事業 国道 388号防災・安全交付金事業（新浦城トンネル）	令和 7年度から令和 8年度まで	130,000
公共道路維持事業 国道 218号防災・安全交付金事業（槇峰大橋）	令和 7年度から令和 8年度まで	200,000
公共道路維持事業 国道 265号社会資本整備総合交付金事業（国見トンネル）	令和 7年度から令和 8年度まで	400,000
地域総合メンテナンス事業	令和 7年度から令和 8年度まで	1,495,785
県単道路維持事業 （河 川 課）	令和 7年度から令和 8年度まで	700,000
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 7年度から令和10年度まで	630,000
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業（予備発電設備更新工事）	令和 7年度から令和 8年度まで	100,000
ダム施設整備事業 渡川ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 7年度から令和 9年度まで	127,000
ダム施設整備事業 岩瀬ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 7年度から令和 9年度まで	290,000
ダム施設整備事業 長谷ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 7年度から令和 8年度まで	188,000
ダム施設整備事業 祝子ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 7年度から令和 9年度まで	220,000

事 項	期 間	限 度 額
ダム施設整備事業 祝子ダム ダムメンテナンス事業（予備発電設備更新工事）	令和 7年度から令和 8年度まで	千円 81,000
ダム施設整備事業 広渡ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 7年度から令和 9年度まで	75,000
公共河川事業 猿ヶ瀬川障害防止対策事業（橋梁上部・下部工事）	令和 7年度から令和 8年度まで	80,000
河川受託事業 猿ヶ瀬川河川受託事業（橋梁上部・下部工事）	令和 7年度から令和 8年度まで	20,000
地域総合メンテナンス事業 （砂 防 課）	令和 7年度から令和 8年度まで	148,529
公共砂防事業 内の口川防災・安全交付金事業（溪流保全工事）	令和 7年度から令和 8年度まで	140,000
地域総合メンテナンス事業 （都市計画課）	令和 7年度から令和 8年度まで	33,000
県単都市公園整備事業 ひむかスタジアム両翼拡幅事業 （建築住宅課）	令和 7年度から令和 8年度まで	150,000
公共県営住宅建設事業 県営一ヶ岡団地建替事業	令和 7年度から令和 9年度まで	1,668,000
公共県営住宅建設事業 県営一ヶ岡団地P F Iアドバイザー業務	令和 7年度から令和 8年度まで	23,000

事 項	期 間	限 度 額
(会 計 課)		千円
e L T A X を活用した公金収納デジタル化事業	令和 7年度から令和 8年度まで	77,514
(特別支援教育課)		
高等特別支援学校整備事業	令和 7年度から令和 8年度まで	2,073,259
(警察本部)		
宮崎西警察署 (仮称) 整備事業	令和 7年度から令和 8年度まで	321,209
捜査情報統合管理システム整備事業	令和 7年度から令和 8年度まで	214,672

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業	千円 145,500	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
庁舎公舎等整備事業	4,705,000			
社会福祉施設整備事業	41,100			
山地治山事業	1,229,200			
林道事業	669,700			
県立高等技術専門学校等整備事業	39,500			
農地防災事業	625,800			
土地改良事業	2,013,700			
漁港事業	755,200			
河川事業	5,738,900			
砂防事業	2,227,900			
港湾事業	1,408,600			
道路橋梁事業	12,001,900			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高 速 自 動 車 国 道 建 設 事 業	3,024,000 ^{千円}		%	
臨 時 県 道 整 備 事 業	2,847,600			
地 域 づ く り 関 連 道 路 整 備 事 業	13,700			
公 営 住 宅 建 設 事 業	663,300			
海 岸 保 全 河 川 事 業	152,400			
海 岸 保 全 港 湾 事 業	98,200			
海 岸 保 全 耕 地 事 業	4,900			
海 岸 保 全 漁 港 事 業	73,100			
街 路 事 業	783,500			
公 園 事 業	1,434,900			
空 港 整 備 対 策 事 業	707,100			
自 然 災 害 防 止 事 業	396,400			
臨 時 河 川 等 整 備 事 業	144,300			
高 等 学 校 整 備 事 業	2,195,300			
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	2,559,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	千円 574,200		%	
交通安全施設整備事業	918,200			
警察施設整備事業	487,500			
緊急防災基盤整備事業	3,374,100			
災害復旧事業	4,290,600			
県有体育施設整備事業	5,692,000			
家畜保健衛生所整備事業	9,300			
計	62,046,200			

令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和7年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 68
	1 財 産 運 用 収 入	68
12 繰 入 金		21,012
	1 特 別 会 計 繰 入 金	21,012
歳 入 合 計		21,080

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 21,080
	2 企 画 費	21,080
歳 出 合 計		21,080

令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和7年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,580,817千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 73,391,637
	3 一 般 会 計 繰 入 金	73,391,637
15 県 債		6,189,180
	1 県 債	6,189,180
歳 入 合 計		79,580,817

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 5,466,300
	1 総 務 管 理 費	5,466,300
12 公 債 費		74,114,517
	1 公 債 費	74,114,517
歳 出 合 計		79,580,817

令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和7年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,873,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 30,694,604
	2 負 担 金	30,694,604
9 国 庫 支 出 金		32,733,191
	1 国 庫 負 担 金	21,370,546
	2 国 庫 補 助 金	11,362,645
10 財 産 収 入		16,439
	1 財 産 運 用 収 入	16,439
12 繰 入 金		7,052,640
	2 基 金 繰 入 金	165,609
	3 一 般 会 計 繰 入 金	6,887,031
14 諸 収 入		39,376,378
	7 雑 入	39,376,378

款	項	金額
歳入合計		109,873,252 <small>千円</small>
歳出		
款	項	金額
3 民 生 費		109,873,252 <small>千円</small>
	1 社 会 福 祉 費	109,873,252
歳出合計		109,873,252

令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 234,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,100
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,100
13 繰 越 金		140,371
	1 繰 越 金	140,371
14 諸 収 入		93,134
	3 貸 付 金 元 利 収 入	79,316
	7 雑 入	13,818
歳 入 合 計		234,605

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 183,834
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	183,834

款	項	金額
12 公 債 費		千円 50,771
	1 公 債 費	50,771
歳 出 合 計		234,605

令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

令和7年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使用料	100
10 財産収入		75,415
	1 財産運用収入	1,530
	2 財産売却収入	73,885
12 繰入金		75,000
	3 一般会計繰入金	75,000
14 諸収入		1,520
	2 県預金利子	10
	7 雑入	1,510
歳 入 合 計		152,035

歳 出

款	項	金額
6 農 林 水 產 業 費		千円 71,598
	4 林 業 費	71,598
12 公 債 費		80,437
	1 公 債 費	80,437
歲 出 合 計		152,035

令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和7年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 152,371
	2 財 産 売 払 収 入	152,371
14 諸 収 入		14,534
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	14,434
歳 入 合 計		166,905

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 125,677
	4 林 業 費	125,677
12 公 債 費		41,228
	1 公 債 費	41,228

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 166,905

令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和7年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ921,549千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 881,303
	1 繰越金	881,303
14 諸収入		40,246
	2 県預金利子	5
	3 貸付金元利収入	39,869
	7 雑入	372
歳入合計		921,549

歳 出

款	項	金 額
6 農林水産業費		千円 921,549
	4 林業費	921,549
歳出合計		921,549

令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和7年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 611,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 109,253
	1 繰 越 金	109,253
14 諸 収 入		501,992
	3 貸 付 金 元 利 収 入	501,692
	7 雑 入	300
歳 入 合 計		611,245

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 285,377
	1 商 業 費	285,377
12 公 債 費		325,868
	1 公 債 費	325,868

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 611,245

令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和7年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 3,924
	3 一 般 会 計 繰 入 金	3,924
13 繰 越 金		300
	1 繰 越 金	300
歳 入 合 計		4,224

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 3,136
	3 観 光 費	3,136
12 公 債 費		1,088
	1 公 債 費	1,088
歳 出 合 計		4,224

令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和7年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1,478
	2 負 担 金	1,478
8 使 用 料 及 び 手 数 料		198
	1 使 用 料	198
10 財 産 収 入		2,008
	1 財 産 運 用 収 入	2,008
12 繰 入 金		133,528
	3 一 般 会 計 繰 入 金	133,528
13 繰 越 金		600
	1 繰 越 金	600
15 県 債		14,600
	1 県 債	14,600

款	項	金額
歳入合計		千円 152,412
歳出		
款	項	金額
7 商工費		千円 151,534
	3 観光費	151,534
12 公債費		878
	1 公債費	878
歳出合計		152,412

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎公舎等整備事業	千円 14,600	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	14,600			

令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰 入 金		千円 687
	3 一 般 会 計 繰 入 金	687
13 繰 越 金		146,195
	1 繰 越 金	146,195
14 諸 収 入		26,643
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	26,633
歳 入 合 計		173,525

歳 出

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		千円 173,525
	5 水 産 業 費	173,525

款	項	金 額
歲 出 合 計		千円 173,525

令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和7年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,004,718千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		974,718
	3 一 般 会 計 繰 入 金	974,718
歳 入 合 計		1,004,718

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 1,004,718
	1 土 木 管 理 費	1,004,718
歳 出 合 計		1,004,718

令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,165,177千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 461,985
	1 使用料	461,985
12 繰入金		233,192
	3 一般会計繰入金	233,192
15 県債		470,000
	1 県債	470,000
歳 入 合 計		1,165,177

歳 出

款	項	金 額
8 土木費		千円 929,985
	4 港湾費	929,985
12 公債費		233,192

款	項	金額
	1 公 債 費	千円 233,192
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,165,177

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 130,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
宮崎港整備事業	340,000			
計	470,000			

令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和7年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 240,151千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 207,196
	2 財 産 売 払 収 入	207,196
13 繰 越 金		32,954
	1 繰 越 金	32,954
14 諸 収 入		1
	7 雑 入	1
歳 入 合 計		240,151

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 240,151
	4 高 等 学 校 費	240,151
歳 出 合 計		240,151

令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算

令和7年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,525,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 4,633,915
	1 繰越金	4,633,915
14 諸収入		892,050
	3 貸付金元利収入	766,835
	7 雑入	125,215
歳入合計		5,525,965

歳 出

款	項	金 額
10 教育費		千円 5,525,965
	1 教育総務費	5,525,965
歳出合計		5,525,965

令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 409,425,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		5,452,748千円
第1項	営業収益	4,967,443千円
第2項	附帯事業収益	84,470千円
第3項	財務収益	234,223千円
第4項	営業外収益	166,612千円
第5項	特別利益	0千円
支 出		
第1款 事業費		6,599,989千円
第1項	営業費用	6,388,655千円
第2項	附帯事業費用	70,419千円
第3項	財務費用	3,129千円
第4項	営業外費用	87,786千円
第5項	特別損失	0千円

第6項 予備費	50,000千円
収 支 残	-1,147,241千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,536,357千円は、減債積立金 52,086千円、建設改良積立金 577,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,707,679千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 199,592千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	81,077千円
第1項 工 事 負 担 金	11,110千円
第2項 貸 付 金 返 還 金	69,967千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,617,434千円
第1項 建 設 改 良 費	3,465,348千円
第2項 企 業 債 償 還 金	52,086千円
第3項 予 備 費	100,000千円
収 支 残	-3,536,357千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名	石河内第一発電 所1号自動制御 装置更新及び水	古賀根橋ダムほ か放流ゲート遠 隔操作設備設置	古賀根橋ダム電 力線地中化工事	計
-----	-------------------------------	-------------------------------	--------------------	----------

年度	車発電機精密点 検工事	工事		
	千円	千円	千円	千円
令和7年度	0	550	2,200	2,750
令和8年度	41,300	0	3,300	44,600
計	41,300	550	5,500	47,350

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費
総額及び年割額

事業名 年度	石河内第一発電 所1号自動制御 装置更新及び水 車発電機精密点 検工事	古賀根橋ダムほ か放流ゲート遠 隔操作設備設置 工事	古賀根橋ダム電 力線地中化工事	古賀根橋ダム取 水口スクリーン 除塵機設置工事	工事管理システ ム構築事業	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度	20,350	99,000	25,300	0	18,912	163,562
令和8年度	386,650	165,000	35,200	160,000	28,368	775,218
令和9年度	—	—	—	317,400	—	317,400
計	407,000	264,000	60,500	477,400	47,280	1,256,180

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

- (2) 附帯事業費用
- (3) 財務費用
- (4) 営業外費用
- (5) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,200,572千円
- (2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 給水事業所数 16社

（2） 年間総給水量 35,835,700m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	377,672千円
第1項 営業収益	341,624千円
第2項 営業外収益	36,048千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	465,382千円
第1項 営業費用	448,817千円
第2項 営業外費用	10,565千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	6,000千円
収 支 残	-87,710千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 169,334千円は、借入金償還積立金60,000千円、建設改良積立金70,000千円、過年度分損益勘定留保資金33,021千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,313千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	169,334千円
第1項 建設改良費	99,334千円
第2項 借入金償還金	60,000千円
第3項 予備費	10,000千円
収 支 残	-169,334千円

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

（1）（款） 資本的支出 （項） 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	工事管理システム 構築事業	計
	千円	
令和7年度	1,074	1,074
令和8年度	1,611	1,611
計	2,685	2,685

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 73,099千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間施設利用者数 29,000人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		20,320千円
第1項 営業収益		18,657千円
第2項 営業外収益		1,663千円
第3項 特別利益		0千円
支 出		
第1款 事業費		18,959千円
第1項 営業費用		16,566千円
第2項 営業外費用		1,593千円
第3項 特別損失		0千円
第4項 予備費		800千円
収 支 残		1,361千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,239千円は、過年度分損益勘

定留保資金19,710千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 529千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	20,239千円
第1項 建設改良費	7,271千円
第2項 借入金償還金	9,968千円
第3項 予備費	3,000千円
収 支 残	-20,239千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	工事管理システム 構築事業	計
	千円	千円
令和7年度	14	14
令和8年度	21	21
計	35	35

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 956千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

令和7年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,193床

(2) 年間患者数

入 院 341,187人

外 来 377,832人

(3) 一日平均患者数

入 院 935人

外 来 1,561人

(4) 主要な建設改良事業

県立宮崎病院再整備事業 523,633千円

県立延岡病院手術支援ロボット導入事業 349,910千円

県立病院薬剤師勤務環境改善事業 176,082千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	45,220,774千円
第1項 医 業 収 益	37,943,880千円
第2項 医 業 外 収 益	7,276,894千円

第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 病院事業費用	47,793,977千円
第1項 医療費用	47,149,173千円
第2項 医療外費用	641,804千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	3,000千円
収 支 残	-2,573,203千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,108,500千円は、過年度分損益勘定留保資金等 2,104,634千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,866千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,680,495千円
第1項 企業債	2,758,800千円
第2項 一般会計負担金	2,921,695千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,788,995千円
第1項 建設改良費	3,417,305千円
第2項 企業債償還金	4,334,690千円
第3項 投資	36,000千円
第4項 予備費	1,000千円
収 支 残	-2,108,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 1,314,300	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
資産購入	1,444,500			
計	2,758,800			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 20,713,302千円
- (2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、483,656千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、13,587,629千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	手術支援ロボット	式 1

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

